

平成25年1月4日  
第2451号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目次

### 告 示

- 建築基準法による道路位置の指定（1・山本地域振興局建設部）…………… 1  
○建設業の許可の取消し（2・秋田地域振興局総務企画部）…………… 1

## 告 示

### 秋田県告示第1号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定に基づき、公告する。

平成25年1月4日

秋田県知事 佐竹敬久

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
山本郡三種町浜田字村上493番地 株式会社桧森建築 代表取締役 桧森 三喜男	能代市字坊ヶ崎87番2	32.58メートル	6.00メートル	平成24年12月20日

### 秋田県告示第2号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年1月4日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 処分をした年月日  
平成24年12月20日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
有限会社太平工務所  
秋田市南通築地16番11号  
代表取締役 藤井 進  
秋田県知事許可（般-22）第1615号
- 3 処分の内容  
建築工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実  
平成24年12月18日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号  
電話 018-860-1078（総務部広報広聴課）